

**令和6年度浪速まなび支援事業業務委託
受注予定者募集要項（公募型プロポーザル）**

浪速区役所では、令和6年度浪速まなび支援事業について、公募型プロポーザル方式により受注予定者を募集する。

1 案件名称

令和6年度浪速まなび支援事業業務委託

2 事業内容に関する事項

(1) 事業の背景

浪速区は、生活保護における保護率が**6.95%**と24区中3番目（市平均**4.95%**）（令和元年度平均）の高水準となっており、大阪市内の他区と比較しても経済的に大変厳しい状況にある。

「大阪市子どもの生活に関する実態調査（平成28年度）」（以下、「実態調査」という。）の結果からは、世帯の生活困窮度が高くなるにつれこどもの勉強時間や読書時間が短く、遅刻をしない割合や学習理解度が低くなっており、また全国学力・学習状況調査の結果からは、1日当たりの勉強時間だけでなく、基本的な生活習慣も学力と大きく関係していることが明らかとなっている。

特に、「実態調査」浪速区版報告書からは、当区では全市結果に比べてさらに、家庭の経済状況・困窮度が、児童・生徒の健康状況・生活習慣（子ども5-1朝食の頻度、10-3大人に朝起こされるか等）に大きな影響を与えていることが確認されている。

家庭生活・学習面に関しては、「家庭で勉強を全く見てもらっていない」と回答する児童（小学5年生）の割合は、市平均が**19.1%**であるのに対して、浪速区が**25.9%**と平均を大きく上回っていると同時に、「授業以外にまったく勉強しない」と回答する児童の割合（小学5年生）は、市平均が**6.8%**であるのに対して、浪速区が**8.9%**と平均を上回っている。また、保護者アンケートでは、「児童が学校から帰宅する時間に家にいる」と回答した保護者の割合が、市平均が**53.9%**であるのに対して、浪速区が**47.4%**と平均よりも低い状況にある。これらに加えて、「支援機関等アンケート調査（平成28年度・浪速区の独自調査）」においては、学校関係者から「家庭教育への支援が必要」という声が多く寄せられた。

これらの調査結果から、こどもの学習習慣の定着のための支援が必要であることが明確になり、平成29年度より区内2小学校をモデル校として本事業を開始し、平成30年度より区内全小学校で実施している。

本事業の実施により、家庭の経済状況・生活状況にかかわらず、すべてのこどもに対し、自ら直面する課題に向き合い、学び考え問題を解決する能力や、自らを律しつつ他者と協調しながら未来を切り開き、心身ともにたくましく成長するための「生きる力」を身につける機会を提供することにより、貧困の連鎖解消につなげることが重要である。

(2) 事業目的

浪速区内の市立小学校（以下、「各学校」という。）児童を対象に、放課後に、学校から出された宿題や授業の予習、復習などの自主学習ができる「学習ルーム」を各学校内に設置し、学習に適した環境を整備して学習指導などの補助を行う（以下、「学習支援」という。）ことで、児童の学習習慣の形成を図る。

(3) 業務内容

「別紙1 仕様書」のとおり

(4) 業務の範囲

本事業は、発注者と受注者間で業務委託契約を締結し実施する。発注者は実施場所の提供と広報、受注者は業務委託料の範囲内で委託業務の実施、運営を行うこと。

具体的には仕様書（別紙1）を参照すること。

(5) 事業規模（契約上限額）

金9,680,000円（消費税及び地方消費税含む）

なお、委託料の主な使途は、人件費、事業運営費、保険料、学校施設使用経費（光熱費：令和4年度実績159千円）等。

また、受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額（委託料）以外の費用を負担しない。参加者からも料金は一切徴収しないこと。

(6) 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

(7) 履行場所

大阪市立栄小学校	（浪速東1-1-61）
〃 難波元町小学校	（元 町1-5-30）
〃 大国小学校	（大 国1-9-3）
〃 敷津小学校	（敷津東3-9-32）
〃 塩草立葉小学校	（塩 草1-4-31）
〃 浪速小学校	（日本橋西1-7-6）

※ 各学校内で実施することとし、使用する教室など具体的な実施場所については、各学校と受注者で調整のうえ、発注者において決定する。

(8) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は契約金額に含まれるものとし、本市は、契約金額以外の費用を負担しない。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）に基づき、委託契約を締結する。契約内容は発注者と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

契約の締結に際し、応募書類の記載内容に虚偽の内容が発覚した場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。

また、発注者が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 委託料の支払い

委託料は、受注者からの請求に基づき、履行が確認されたものについて、原則、確定払いにより支払う。なお、支払いは、半期ごとに行う。

(3) 契約書案

別紙2 業務委託契約書（案）参照

(4) 契約保証金

契約保証金	免除
保証人	不要

(5) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格、必要な資格・許認可等

参加申請時点において、次の各号に掲げる条件のすべてを満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 4 年度・5 年度・6 年度大阪市入札参加有資格者名簿（承認種目 13：その他代行）に登載されていること。
- (3) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- (4) 大阪市契約関係暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。また、特定の公職者（候補者を含む）または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- (6) その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと。

5 スケジュール

・質問受付締切	令和 6 年 1 月 15 日（月）正午
・質問回答	令和 6 年 1 月 18 日（木）午後 1 時 30 分
・プロポーザル参加申請期限	令和 6 年 1 月 25 日（木）正午
・参加資格決定通知（電子メール） ＜以下、参加資格を有する場合＞	令和 6 年 1 月 31 日（水）
・企画提案書の提出期限	令和 6 年 2 月 9 日（金）午後 5 時まで
・プレゼンテーション（参加必須）	令和 6 年 2 月 27 日（火）（別途通知）
・選定結果通知（電子メール）	令和 6 年 2 月 29 日（木）予定
・契約締結日	令和 6 年 4 月 1 日（月）予定
・事業完了	令和 7 年 3 月 31 日（月）

6 応募手続き等に関する事項

公募型プロポーザルへの参加を希望する事業者は、申請期間内に次の書類を必ず申請受付場所まで持参すること。（**郵送・FAX・電子メールなど不可**）

受付にあたっては、いずれも土曜日・日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する日には行わない。

なお、申請書類等については、浪速区ホームページよりダウンロードすること。

(1) プロポーザル参加申請書類の提出について

ア 提出書類

- ・（様式第 1 号）公募型プロポーザル参加申請書
- ・過去 3 期間の決算書等（貸借対照表、損益計算書）もしくは連結財務諸表作成会社において

は連結財務諸表（連結貸借対照表、連結損益計算書）過去3期間分が無い場合は、過去3期間以内の全てのものとします。

※該当する書類がない場合は代替書類を提出してください。

イ 参加申請書受付期間

公募開始から令和6年1月25日（木）正午まで

※受付時間：午前9時から午後0時15分及び午後1時から午後5時30分まで

ウ 申請受付場所

大阪市浪速区役所市民協働課（教育・学習支援） 6階61番窓口

エ 参加資格決定通知

すべての参加申請者に対し、令和6年1月31日（水）以降に電子メールにより通知する。

(2) 質問の受付

ア 受付期限

公募開始から令和6年1月15日（月）正午まで

イ 提出方法

「質問票（様式第2号）」に記載し、提出先まで電子メールにより提出すること。

なお、電子メールの件名は「浪速まなび支援事業質問票」とし、メール送信後速やかに提出先に電話にて送達確認を行うこと。

ウ 提出先

電子メールアドレス tj0002@city.osaka.lg.jp

送達確認連絡先 06-6647-9743

エ 質問に対する回答

令和6年1月18日（木）午後1時30分から浪速区ホームページで公表する。

(3) 企画提案書の作成、提出について

参加資格を有するとした応募者について、次のとおり企画提案書を作成し、提出すること。

ア 様式

A4版、20ページ以内で、簡潔かつ分かりやすく作成し、提出すること。様式自由（下部にページ番号を記載のこと。）、「イ 企画提案書の内容」で指定する事項を必ず記載すること。

イ 企画提案書の内容

① 本事業（全般）に対する考え方（実施に向けた基本方針、めざすもの、ねらい等）について記載すること。

② 提案のセールスポイントについて

提案内容全般について、提案者のつよみ（専門性・独創性など）や工夫点などセールスポイントについて簡潔に記載すること。

③ 学習支援の具体的な実施内容について

・学習習慣の形成に資する指導方法、実施手法にかかる工夫について記載すること。

・配慮の必要な児童へのアプローチ方法にかかる工夫について記載すること。

・参加者の意欲を高めるための取組みを提案すること。

・学習ルームにおける児童の学習状況や様子を家庭に伝えるなど、児童の学習に対する家庭の

興味・関心を高められるような取組みを提案すること。

④ 事業実施スケジュール

確実に事業（事務）を遂行するための年間実施スケジュールを提案すること。

⑤ 運営体制、危機管理体制、個人情報管理体制について

事業全般及び学習支援を確実に効果的に実施するための人員体制、災害や事故等の緊急事態を想定した危機管理体制（連絡、対応など）、個人情報の適切な管理方法について示すこと。

⑥ 本事業における経費内訳書

実施経費（委託料）とその主な用途及び積算根拠（経費概算）などについて記載すること。

⑦ 過去3年間の類似業務、実績について

企画提案の裏付けとなる過去3年間の類似業務（他の地方公共団体や当区以外の本市他区における本事業と類似の業務）とその実績について記載すること。

ウ 提出書類

① 正本1部（記名・代表者印を押印したもの）

② 副本10部（複写可）

※提案事業者名の記載は正本1部のみとし、副本には記載しないこと。副本の記載事項の中で、事業者名の表示がある箇所は、マスキングの処理を行い、提案事業者が推定できないように処置したうえで提出すること。

エ 提出期限

令和6年2月9日（金）午後5時まで

オ 提出場所（送付不可）

浪速区役所市民協働課（教育・学習支援担当）6階61番窓口まで持参すること。

※受付時間：午前9時から午後0時15分及び午後1時から午後5時30分まで

7 プレゼンテーション審査について

- (1) 開催日時 令和6年2月27日（火）※時間など詳細は別途通知する。
- (2) 開催場所 大阪市浪速区役所（大阪市浪速区敷津東1丁目4番20号）予定
- (3) 出席人数 1応募者あたり2名まで
- (4) 実施方法 企画提案書を使用し、口頭にてプレゼンテーションを行う。
なお、一旦提出を完了した資料の追加や変更、また、タブレット端末やPC等の機器を使用した説明も認めない。
- (5) 提案時間 1応募者あたり20分以内（プレゼンテーション：10分、質疑応答：10分）とする

8 審査・選定について

選定基準、審査・選定方法は次のとおりとする。

(1) 審査基準

審査は、以下の視点に基づき実施する。

項目	配点	基準
事業目的・内容の理解度	【10点】	浪速区の現状の課題（詳細については、浪速区ホームページ→区政・まちづくり→区の予算・方針を参照のこと）及び本事業の趣旨・目的をよく理解し、適確な考え方や姿勢が示されているか

企画力・ 実施内容	【15点】	参加者の学習意欲を高めるための工夫がみられるか
	【10点】	提案内容に事業者の持つ専門性や独創性があるか
	【25点】	学習習慣の形成に資する指導方法、実施手法について工夫がみられるか
	【10点】	児童の学習に対する、家庭の興味・関心を高められるような工夫がみられるか
運営・危機管理 体制等	【10点】	安全管理、危機管理及び個人情報の適切な管理のための体制が構築されており、それらが確実に実施できる計画、運営体制となっているか
費用の積算根拠 ・経費計画等	【10点】	経営の安定性があり、提案内容を確実に実行できる経費計画、実施スケジュールが立てられており、その積算根拠は効率的かつ妥当であるか
類似業務の 実績等	【10点】	過去3年間の類似業務の実績から見て、確実に本業務を遂行できると見なせるものであるか

(2) 審査・選定方法

本企画提案の審査については、「浪速区における小・中学生を対象とした学力向上支援関係事業受注予定者選定会議」が行い、その意見を受けて受注予定者を選定する。

選定委員は、審査基準に沿って企画提案書の審査を行う。

選定委員全委員の評価点の合計点が最も高い事業者を受注予定者として選定する。

審査の結果、選定委員全委員の評価点の合計点が最も高い事業者が複数いる場合は「企画力・実施内容」の合計得点が高い方とする。なお、これにもより難しい場合は、くじ引きにより契約候補者を決定する。

また、一委員でも合計の評価点が60点に満たないもしくは1項目でも配点の2割以下の評価点である場合は、事業者は受注予定者として選定しない場合がある。

(3) 欠格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと。
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
- エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(4) 選定結果

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者にメールで通知し、また、浪速区ホームページに掲載する。

9 その他

(1) 実施内容

実施内容は仕様書及び企画提案書に基づき、発注者と受注予定者で協議のうえ決定する。

(2) 事業の検査・確認

発注者は、事業内容や経費、個人情報保護に関して、必要に応じて（場合により委託期間終了後も）

事務所などに立ち入り検査やヒアリングを実施する場合がある。

(3) 提案に要する費用、条件等

ア 企画提案書の作成等、本プロポーザルに要する一切の費用は、参加者の負担とする。

イ 採用された企画提案書は、「大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。

ウ すべての企画提案書類は返却しない。

エ 提出された企画提案書類は、審査・業者選定の用以外に参加者に無断で使用しない（大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）に基づく公開を除く）。

オ 提出後の企画提案書類の差し替えは認めない。

(4) 申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者は、当該参加申請を無効とする。

(5) 損害賠償等

ア 受注者は、その責めに帰すべき事由により事業実施物件の全部又は一部を滅失もしくは毀損したときは、当該滅失又は毀損による事業実施物件の損害額に相応する金額を損害賠償として支払わなければならない。

イ 当該事業実施期間中において起きた事故等について、本市は一切責任を負わない。

(6) その他

本契約の締結は、令和6年度予算が発効したときとする。

10 担当・問い合わせ先

〒556-8501 大阪市浪速区敷津東1丁目4番20号

大阪市浪速区役所市民協働課（教育・学習支援）

担当：高橋・大藤

電話：06-6647-9743 FAX：06-6633-8270

Eメール：tj0002@city.osaka.lg.jp